

鳥取地方労働審議会第 17 回家内労働部会次第

と き 令和 7 年 12 月 19 日 (金) 10 時 00 分 ~

ところ 鳥取労働局 4 階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出について

(2) 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について

(3) 和服裁縫業最低工賃の改正等について

(4) その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取地方労働審議会家内労働部会委員名簿	1
2	家内労働法	3
3	家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令	9
4	家内労働法施行規則(抄)	11
5	厚生労働省組織令	13
6	地方労働審議会令	15
7	鳥取地方労働審議会運営規程	17
8	鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程	21
9	鳥取県の最低賃金	23
10	第15次最低賃金改正計画	25
11	鳥取県和服裁縫業最低賃金の審議について【工程表】	27
12	令和7年度 和服裁縫業最低賃金に関する実態調査報告書	29
13	和服裁縫業最低賃金関係資料	35

---机上配布資料---

家内労働のしおり

鳥取地方労働審議会家内労働部会委員名簿

鳥取労働局

令和7年12月16日～令和9年9月30日

区分	委員又は 臨時委員 の別	氏 名	現 職
公益代表	臨時委員	佐 藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
	臨時委員	道 前 緑	学校法人藤田学院鳥取短期大学生活学科教授
	委 員	中 野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
家内労働者代表	臨時委員	浅 山 里 奈	UAゼンセン鳥取県支部支部長
	委 員	山 下 浩 二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長
	臨時委員	吉 岡 孝 子	一級和裁技能士
委託者代表	臨時委員	榎 本 陽 一	株式会社丸由業務管理部長兼社長室室長
	委 員	西 村 知 巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事
	臨時委員	吉 岡 きよ乃	グッドヒル株式会社総務部長

○家内労働法（昭和45年5月16日法律第60号）

目 次

- 第一章 総則（第1条・第2条）
- 第二章 委託（第3条―第5条）
- 第三章 工賃及び最低工賃（第6条―第16条）
- 第四章 安全及び衛生（第17条・第18条）
- 第五章 家内労働に関する審議機関（第19条―第24条）
- 第六章 雑則（第25条―第32条）
- 第七章 罰則（第33条―第36条）

附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（定義）

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
- 二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
- 二 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第二章 委託

（家内労働手帳）

第3条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に

従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打ち切りの予告)

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続き継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第三章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から1月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第11条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日(公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第17条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第18条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第五章 家内労働に関する審議機関

第19条及び第20条 削除

(専門部会等)

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第22条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第23条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(援助)

第25条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第26条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第27条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第28条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第29条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第30条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第32条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第七章 罰則

第33条 第18条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役

又は5千円以下の罰金に処する。

第34条 第14条の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、5千円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者
- 二 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
- 三 第18条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第32条第3項の規定による命令に違反した者
- 四 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
- 六 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 七 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 （抄）

（施行期日）

第1条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。〔昭和45年5月政令149号により、第五章の規定及び附則第6条の規定（労働省設置法（昭和24年法律第162号）第4条第32号の4の改正規定、同法第13条第1項の表中央最低賃金審議会の項の改正規定及び同法第16条第1項の表の改正規定を除く。）は、昭和45・6・1から、その他の規定は、昭和45・10・1から施行〕

（工賃の支払に関する経過措置）

第2条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第6条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合には、審議会の意見を聴いて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に関し守るべき事項について、別段の定めをすることができる。この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

2 第15条第1項の規定は、前項に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権について準用する。

3 第1項の申請があつた場合における当該申請に係る委託者については、次に掲げる日までの間は、第6条の規定は、適用しない。

- 一 当該申請に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が第1項の別段の定めをした日
- 二 当該申請について、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が第1項の別段の定めをしない旨を決定した日

第3条 前条第一項の別段の定めに係る委託者に関する第16条の規定の適用については、同条中「第6条」とあるのは「附則第2条第1項の別段の定め」と、「これらの規定」とあるのは「当該別段の定め又は同条の規定」とする。

○家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令

家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

○家内労働法施行規則（抄）

目次

- 第一章 委託（第1条・第2条）
- 第二章 工賃及び最低工賃（第3条—第9条）
- 第三章 安全及び衛生（第10条—第22条）
- 第四章 雑則（第23条—第30条）

附則

第二章 工賃及び最低工賃

（審議会の意見の要旨の公示）

第4条 法第9条第1項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第5条 法第9条第2項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）

第6条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第11条第1項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。

3 第1項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（関係家内労働者又は関係委託者の申出）

第7条 法第11条第2項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
- 二 申出の内容
- 三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第1号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一項の申出書は、当該事案が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

（最低工賃に関する決定の公示）

第8条 法第12条第1項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

（最低工賃に関する職権）

第9条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第8条第1項又は法第10条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第15条第1項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第1項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第8条第1項又は法第10条の規定による調査審議を求めてはならない。

4 都道府県労働局長は、第2項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）

（9月27日公布・平成13年政令第317号（10月1日施行）で追加）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に依りて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に依りて同項第1号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって2以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前2項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

鳥取地方労働審議会運営規程

第1条 鳥取地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）（以下「組織令」という。）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、鳥取労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書その都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第8条 審議会は、審議会令第6条に基づき、次の部会を置く。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

2 前項第一号の部会は委員9名で組織する。

3 第1項第二号の部会は委員及び臨時委員の9名で組織する。

4 第1項の部会は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者各同数で構成する。

第9条 審議会令第7条の最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の組織は、前条第3項及び第4項を準用する。

第10条 第2条から第6条までの規定は、第8条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第11条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱を会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第12条 部会長は、部会又は最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときは解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第15条 審議会の庶務は、鳥取労働局総務部総務課において処理する。

2 労働災害防止部会の庶務は、鳥取労働局労働基準部監督課において処理する。

3 家内労働部会及び最低工賃専門部会の庶務は、鳥取労働局労働基準部賃金室において処理する。

第16条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月26日から施行する。

附 則

(改正)

この規程は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

(改正)

この規程は、令和3年12月6日から施行する。

鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 鳥取地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び鳥取地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第4条 部会の議事については、議事録を作成する。

(議決の報告)

第5条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、鳥取地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は、令和4年1月24日から施行する。

鳥取県の最低工賃

鳥取労働局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

【令和7年8月22日発効】

(1)男子既製洋服のまどめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額	
背広上衣	袖付け裏まつり	1枚につき 127円	
	袖口裏まつり	1枚(28センチメートル×2)につき 64円	
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 57円	
	ベントまつり	1か所(6センチメートル)につき 13円	
	背裾まつり	1枚につき 40円	
	袖開きまつり	1枚につき 17円	
	襟折り返し裏まつり	1枚につき 17円	
	背裏鎖止め	1か所につき 17円	
	肩裏まつり	1枚につき 40円	
	袖裏星入れ	1枚につき 32円	
	ベント止め	1か所につき 5円	
	カード付け	カード1枚につき 9円	
	糸くず取り	1枚につき 64円	
	ズボン	小また	後身内また上部について行うもの 1本につき 17円
		千鳥掛け	わたり部について行うもの 1本につき 25円
		ボタン付け	1個につき 9円
腰裏後端まつり		1本につき 9円	
糸くず取り		1本につき 25円	

(2)婦人既製洋服のまどめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき 11円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 28円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 37円
	糸くず取り		1枚につき 17円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき 8円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円
糸くず取り		1枚につき 17円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	糸くず取り		1枚につき 16円

◎鳥取県和服裁縫業最低工賃【令和6年8月30日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあつては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

*最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。

*委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。

*工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。

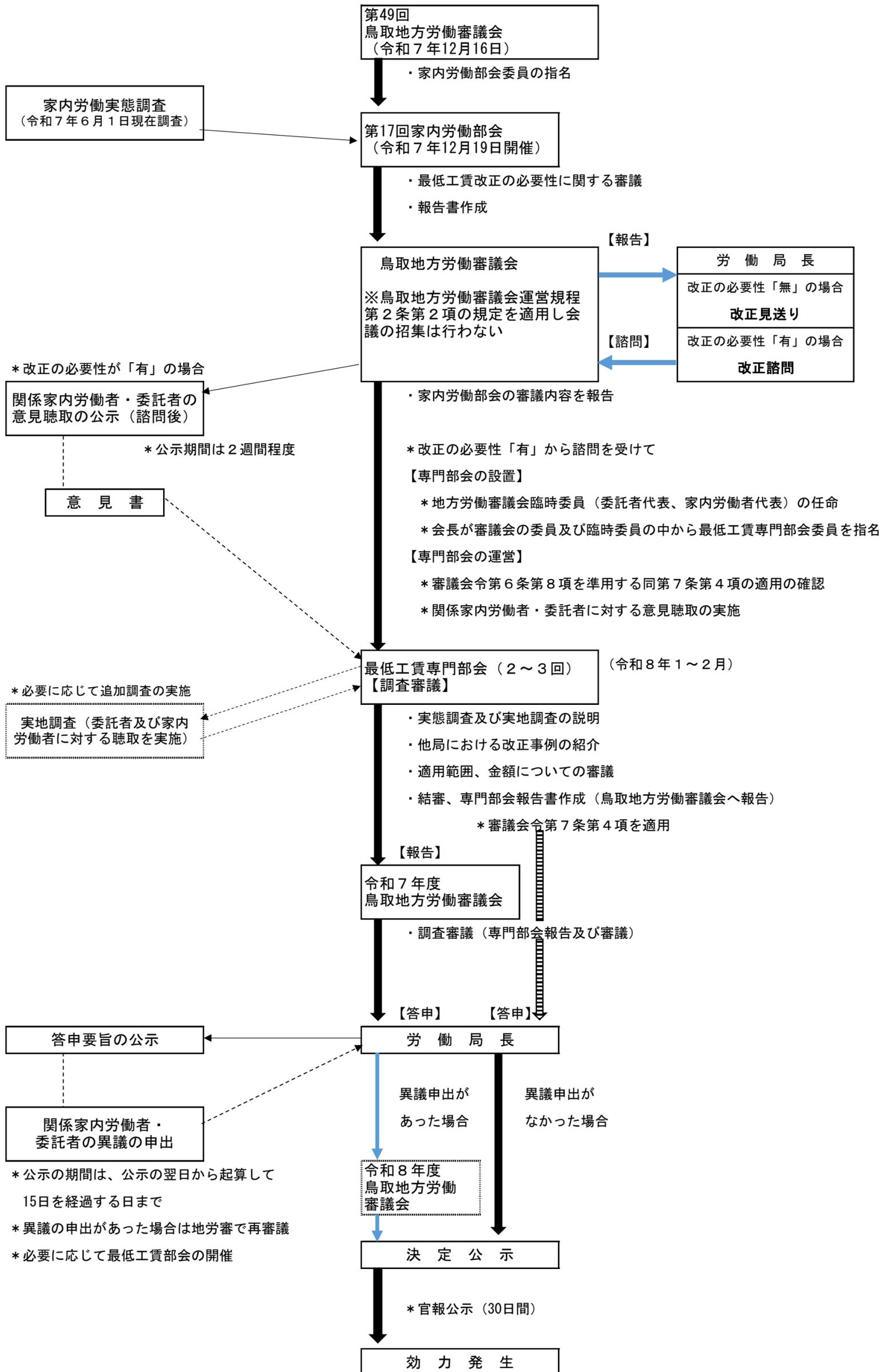
(R7.8)

第15次最低工賃改正計画

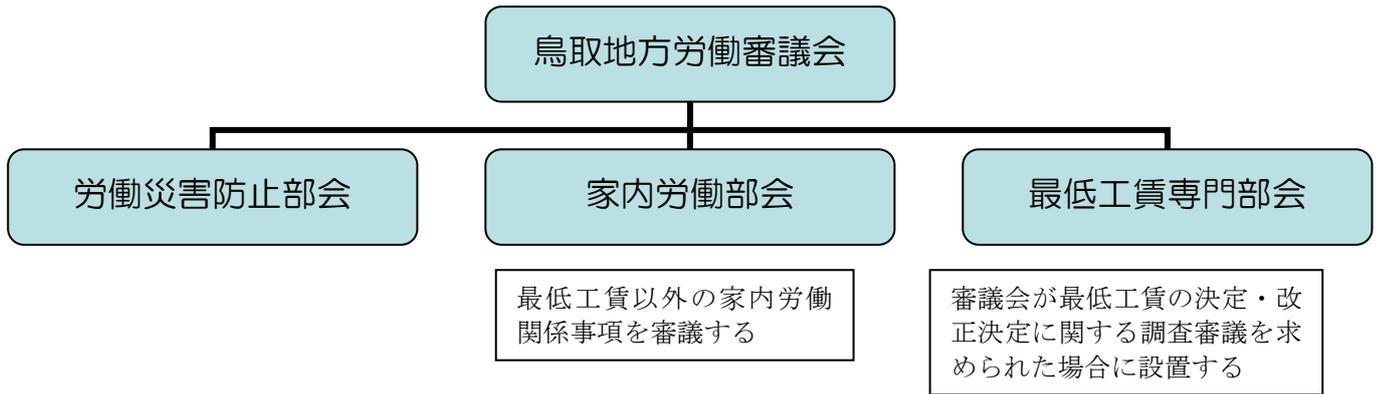
鳥取労働局

	最低工賃の種類	委託者数	家内労働者数	備 考
令和7年度	鳥取県和服裁縫業 最低工賃	9 (令和7年度調査)	18 (令和7年度調査)	令和5年度調査 委託者数 12 家内労働者数 23
令和8年度	鳥取県男子服・婦人服製造業 最低工賃	2 (令和6年度調査)	152 (令和6年度調査)	
令和9年度	鳥取県和服裁縫業 最低工賃			

鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について【工程表】



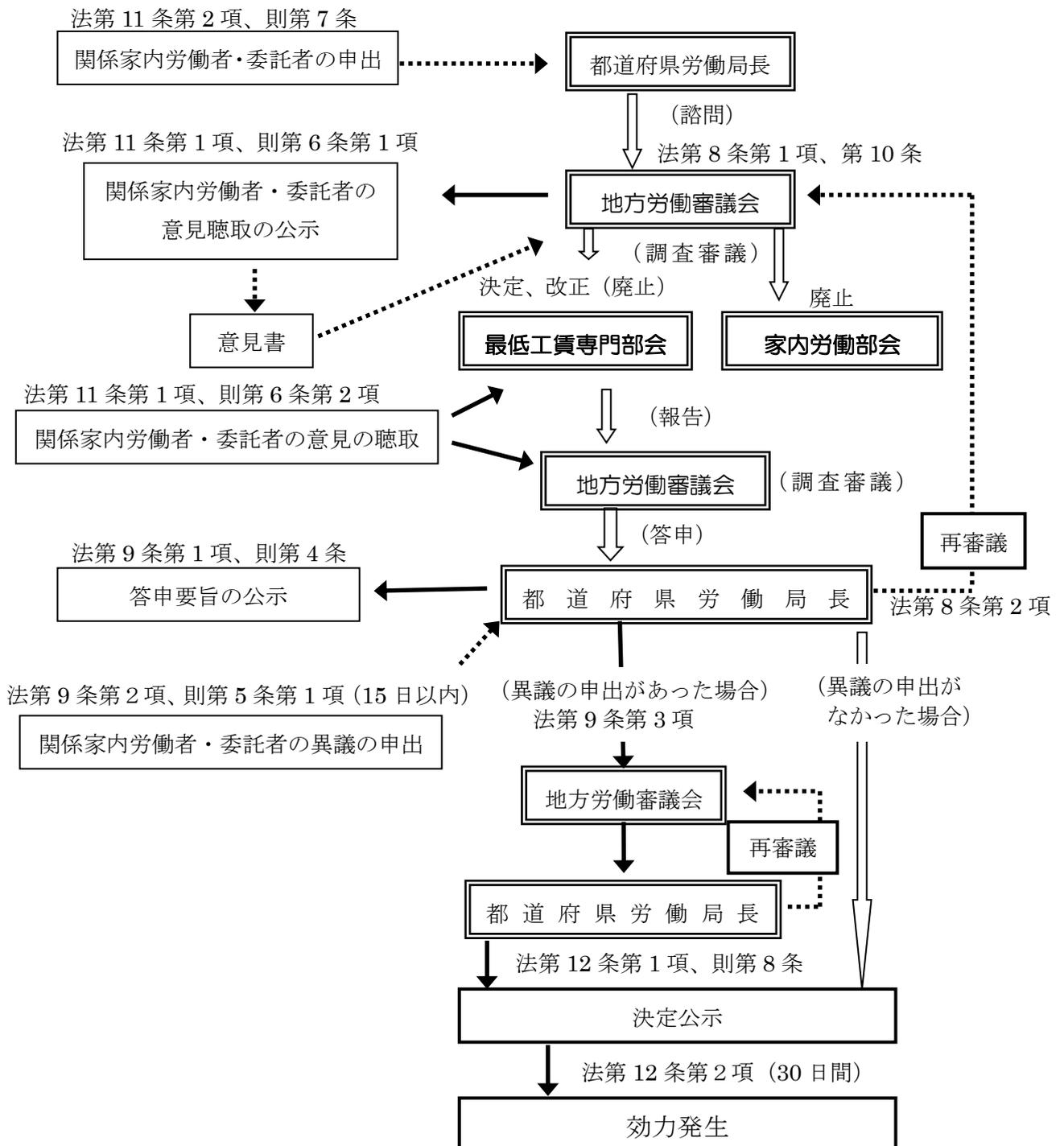
最低工賃の決定、改正、廃止の手續



最低工賃の設定までのプロセス

(法：家内労働法、則：家内労働法施行規則)

- ・和服裁縫業
- ・男子服・婦人服製造業



令和7年度 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査報告書

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、鳥取県和服裁縫業最低工賃改正のための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査の範囲

家内労働委託者名簿及び電話帳より確認した呉服小売業に携わる事業者で鳥取県の区域内で和服裁縫業を営む事業者を対象として、令和7年6月1日現在で通信調査を実施した。

(3) 調査の項目

事業者の名称・所在地、家内労働委託業務の内容・家内労働者数、委託条件、工賃の決定、最低工賃改定に関する意見要望、品目、規格別所要時間及び支払工賃額について調査した。

(4) その他

調査対象事業者 60に対し、調査票の提出があった事業者は 51（回収率は、85%）で、この内、設定工賃に係る仕事を委託している委託者は9であった。

（内訳は次表のとおり）

区 分		事業者数	比 率
調査票の提出事業者（TEL確認含む）		51	85.0%
家内労働者へ委託している事業者	設定工賃に係る仕事を含む	9	(17.6%)
	設定工賃に係る仕事を含まない	2	(3.9%)
家内労働者へ委託していない事業者		26	(51.0%)
和服の取扱いのない事業者		10	(19.6%)
事業廃止等		4	(7.8%)
未提出事業者		9	15.0%
計		60	100.0%

※（ ）は提出事業者を100%とした比率

2 委託者数及び家内労働者数

委託している事業者（回答）における委託者数及び家内労働者数

（令和7年6月1日現在）

区 分	地 域	東 部	中 部	西 部	計
	家内労働委託者数		4	2	3
家内労働者数	男	0	0	0	0
	女	9	2	7	18
	計	9	2	7	18

3 委託条件・工賃の支払方法及び決定方法別件数

※回答委託者の内、設定最低工賃の委託者について集計

◆委託条件について

(一部複数回答あり)

		回答項目	回答数	比率	
工賃等条件明示の方法		①口頭	3	33.3%	
		②家内労働手帳	0	0.0%	
		③文書	5	55.6%	
		④その他	0	0.0%	
		無回答	1	11.1%	
		合 計	9	100%	
材料・製品の運搬方法		①委託者が家内労働者宅に運搬する	4	44%	
		②委託者がグループ代表者宅に運搬する	0	0%	
		③家内労働者が運搬する	4	44%	
		④その他	0	0%	
		無回答	1	11%	
		合 計	9	100%	
製品の納期が遅れた場合		①工賃を減額する	1	11%	
		②店で引き取る	1	11%	
		③問題にしない	5	56%	
		④その他	1	11%	
		無回答	1	11%	
		合 計	9	100%	
不良品が出た場合		①弁償させる	2	20%	
		②やり直しさせる	7	70%	
		③問題にしない	0	0%	
		④その他	0	0%	
		無回答	1	10%	
		合 計	10	100%	
家内労働者が負担する材料、器具等の名称及び単価(回答のうち最大値)	材料、器具の名称		単価(最大値)		
		縫い糸	500円	5	36%
		針(25本入り)	498円	2	14%
		チャコ(1箱)	550円	1	7%
		すそ芯(1巻)	500円	1	7%
		スナップ	200円	1	7%
		無回答		4	29%
	合 計		14	100%	
工賃の支払方法	締切日	①決まっている	4	44%	
		②決まっていない	2	22%	
		③その他	1	11%	
		無回答	2	22%	
		合 計	9	100%	
	支払日	①決まっている	4	44%	
		②決まっていない	1	11%	
		③その他	2	22%	
		無回答	2	22%	
		合 計	9	100%	
	支払方法	①現金	6	67%	
		②銀行振込	2	22%	
③小切手		0	0%		
④その他		0	0%		
無回答		1	11%		
	合 計	9	100%		

◆工賃の決定について

(一部複数回答あり)

	回答項目	回答数	比率
工賃改正状況	①過去2年間に改正した	引き上げた	4 44%
		引き下げた	0 0%
		その他	0 0%
	②今後改正予定	0	0%
	③改正未定	2	22%
	無回答	3	33%
	合 計	9	100%
現行工賃に改正した理由	①物価の上昇	3	33%
	②家内労働者から要求	2	22%
	③発注元の工賃単価の引上げ	0	0%
	④その他	1	11%
	無回答	3	33%
	合 計	9	100%
現行工賃決定方法	①店主（委託者）が決める	2	20%
	②家内労働者が額を提示する	3	30%
	③業者団体（組合）が決める	1	10%
	④店主（委託者）と家内労働者が話し合って決める	3	30%
	⑤その他	0	0%
	無回答	1	10%
	合 計	10	100%
工賃単価の具体的な決め方	①品目・規格別に単価を決めている	2	20%
	②品目ごとに1枚いくらかで決めている	6	60%
	③その都度話し合いで単価を決めている	0	0%
	④その他	0	0%
	無回答	2	20%
	合 計	10	100%

4 最低工賃改正に関する意見、要望等

なし

5 家内労働者の工賃収入額分布

6月の工賃収入額（委託者から6月の工賃支払額の回答のあった家内労働者13名について集計）

最 高 額	126,000 円
最 低 額	16,500 円
平 均 額	41,785 円

工賃収入額	人数	構成比
1万円 未満	0	
1～2万円 未満	1	8%
2～4万円 未満	6	46%
4～6万円 未満	4	31%
6～8万円 未満	1	8%
9～10万円 未満	0	
10～12万円 未満	0	
12～15万円 未満	1	8%
15万円 以上	0	
計	13	100%

最低工賃額及び調査工賃額

仕立ての業務

品目	規 格		委託者数	家内労働者数	最低工賃額	調査工賃額			最低工賃に対する調査工賃の比率		
						最低	最高	平均	最低	最高	平均
振りそで	絹	あわせ	2人	5人	円 26,400	円 27,000	円 30,000	円 28,000	102.3%	113.6%	106.1%
留めそで	絹	あわせ (比翼グシ付き)	2	5	29,800	30,000	34,000	32,500	100.7%	114.1%	109.1%
訪問着	絹	あわせ	5	10	21,500	20,000	34,400	25,500	93.0%	160.0%	118.6%
付け下げ	絹	あわせ	3	7	18,400	19,200	25,000	22,200	104.3%	135.9%	120.7%
長 着	絹	あわせ	5	11	16,500	15,000	24,000	17,860	90.9%	145.5%	108.2%
	ウール	※ ひとえ	0	0	9,900	—	—	—	—	—	—
羽 織	絹	※ あわせ	0	0	11,900	—	—	—	—	—	—
7分コート 又は 雨コート	絹	あわせ又は ひとえ	1	3	15,100	20,000	20,000	20,000	132.5%	132.5%	132.5%
長じゆばん	絹	無双ひとえ	5	10	9,400	8,000	11,000	9,980	85.1%	117.0%	106.2%
	合成 繊維	※ 無双ひとえ	0	0	8,100	—	—	—	—	—	—
名古屋帯	絹	8寸まつり	1	2	4,300	4,000	5,000	4,500	93.0%	116.3%	104.7%
		9寸しん入り	2	3	5,300	5,000	6,000	5,250	94.3%	113.2%	99.1%
袋帯	絹	しん入り	2	2	5,000	5,000	5,000	5,000	100.0%	100.0%	100.0%
ゆかた	綿	ひとえ	3	6	9,000	5,500	10,000	8,333	61.1%	111.1%	92.6%

長 着	絹	あわせ (グシつき)	1	3	—	18,500	19,500	19,000	—	—	—
		ひとえ	3	7	—	10,000	15,500	14,000	—	—	—

(注)複数の品目、工程を委託している者及び従事する家内労働者については、それぞれの品目、工程ごと重複計上した。

※印については、回答無し

標準作業時間及び調査所要時間

仕立ての業務

品目	規格		委託者数	家内労働者数	標準作業時間	調査所要時間			標準作業時間に対する調査所要時間の比率		
						最も早い人	最も遅い人	平均	最も早い人	最も遅い人	平均
振りそで	絹	あわせ	2人	5人	時間:分 24:00	時間:分 24:00	時間:分 40:00	時間:分 34:00	100.0%	166.7%	141.7%
留めそで	絹	あわせ (比翼ゲン付き)	2	5	30:00	32:00	60:00	48:00	106.7%	200.0%	160.0%
訪問着	絹	あわせ	5	10	22:00	24:00	40:00	32:00	109.1%	181.8%	145.5%
付け下げ	絹	あわせ	3	7	20:00	24:00	40:00	30:00	120.0%	200.0%	150.0%
長着	絹	あわせ	5	11	17:00	24:00	40:00	29:20	141.2%	235.3%	172.5%
	ウール	※ ひとえ	0	0	11:00	—	—	—	—	—	—
羽織	絹	※ あわせ	0	0	12:00	—	—	—	—	—	—
7分コート 又は 雨コート	絹	あわせ又は ひとえ	1	3	15:00	24:00	40:00	32:00	160.0%	266.7%	213.3%
長じゅばん	絹	無双ひとえ	5	10	10:00	16:00	32:00	22:00	160.0%	320.0%	220.0%
	合成 繊維	※ 無双ひとえ	0	0	9:00	—	—	—	—	—	—
名古屋帯	絹	※ 8寸まつり	1	2	4:00	—	—	—	—	—	—
		※ 9寸しん入り	2	3	5:00	—	—	—	—	—	—
袋帯	絹	※ しん入り	2	2	4:30	—	—	—	—	—	—
ゆかた	綿	ひとえ	3	6	10:00	10:00	20:00	16:00	100.0%	200.0%	160.0%

長着	絹	あわせ (ゲンつき)	1	3	—	24:00	32:00	28:00	—	—	—
		ひとえ	3	7	—	22:00	32:00	25:00	—	—	—

(注) 複数の品目、工程を委託している者及び従事する家内労働者については、それぞれの品目、工程ごと重複計上した。
※印については、所要時間の回答無し

和服裁縫業最低工賃關係資料

和服裁縫業最低工賃 委託者数、家内労働者数の推移

年度	昭和49	53	57	60	63	平成2	4	6	8	10	12	16	19	22	25	28	令和2	令和5	令和7
委託者数	76	116	80	74	164	146	108	100	113	83	65	31	37	32	29	19	16	12	9
家内労働者数	696	781	489	418	776	641	518	424	438	374	268	119	124	96	71	46	35	23	18

単位(人)

鳥取県和服裁縫業最低工賃額の推移(引上げ額)

品目	規格		金額													
	生地	仕立て方	平成3年度	平成5年度	平成7年度	平成9年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度	平成20年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	令和2年度	令和6年度
振りそで	絹	あわせ	18,000円 (2,000円)	19,800円 (1,800円)	20,800円 (1,000円)	21,500円 (700円)	22,100円 (600円)	23,100円 (1,000円)	23,100円 (-)	23,100円 (-)	23,800円 (700円)	24,500円 (700円)	24,500円 (-)	24,500円 (-)	24,500円 (-)	26,400円 (1,900円)
留めそで	絹	あわせ (比翼・グシ付き)	20,000円 (2,000円)	22,000円 (2,000円)	23,100円 (1,100円)	24,000円 (900円)	25,000円 (1,000円)	26,000円 (1,000円)	26,000円 (-)	26,500円 (500円)	26,800円 (300円)	27,700円 (900円)	27,700円 (-)	27,700円 (-)	27,700円 (-)	29,800円 (2,100円)
訪問着	絹	あわせ	-	17,600円	18,400円 (800円)	18,900円 (500円)	19,200円 (300円)	19,500円 (300円)	19,500円 (-)	19,500円 (-)	19,500円 (-)	20,000円 (500円)	20,000円 (-)	20,000円 (-)	20,000円 (-)	21,500円 (1,500円)
付け下げ	絹	あわせ	14,000円 (1,500円)	15,400円 (1,400円)	16,200円 (800円)	16,500円 (300円)	16,500円 (-)	16,500円 (-)	16,500円 (-)	17,000円 (500円)	17,000円 (-)	17,000円 (-)	17,100円 (100円)	17,100円 (-)	17,100円 (-)	18,400円 (1,300円)
長着	絹	あわせ	13,500円 (1,500円)	14,300円 (800円)	15,100円 (800円)	15,200円 (100円)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,300円 (100円)	15,300円 (-)	15,300円 (-)	16,500円 (1,200円)
	ウール	ひとえ	6,000円 (1,000円)	6,600円 (600円)	6,900円 (300円)	7,000円 (100円)	7,000円 (-)	7,200円 (200円)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	9,900円 (2,700円)
羽織	絹	あわせ	9,000円 (1,000円)	9,900円 (900円)	10,400円 (500円)	10,600円 (200円)	10,600円 (-)	11,000円 (400円)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,900円 (900円)
	ウール	ひとえ	5,500円 (500円)	6,100円 (600円)	6,500円 (400円)	6,600円 (100円)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	廃止			
7分コート 又は雨コート	絹	あわせ	11,800円 (1,300円)	12,800円	13,400円 (600円)	13,800円 (400円)	13,800円 (-)	14,000円 (200円)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	15,100円 (1,100円)
		ひとえ	11,400円 (1,400円)													
長じゆばん	絹	(あわせ) ※無双ひとえ	7,500円 (1,000円)	8,300円 (800円)	8,700円 (500円)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 9,400円 (700円)
	合成繊維	無双ひとえ	5,800円 (800円)	6,400円 (600円)	6,800円 (400円)	7,000円 (200円)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	8,100円 (1,100円)
名古屋帯	絹	8寸まつり	3,500円 (500円)	3,800円 (300円)	4,000円 (200円)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,300円 (300円)
		9寸しん入り	4,300円 (500円)	4,700円 (400円)	4,900円 (200円)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	5,300円 (400円)
袋帯	絹	しん入り	4,000円 (500円)	4,400円 (400円)	4,600円 (200円)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	5,000円 (400円)
ゆかた	綿	ひとえ	-	-	-	-	-	5,700円	5,700円 (-)	6,000円 (300円)	6,300円 (300円)	6,300円 (-)	6,300円 (-)	6,300円 (-)	6,300円 (-)	9,000円 (2,700円)

※ 平成20年度の改正により、長じゆばん〔絹 あわせ〕は、長じゆばん〔絹 無双ひとえ〕に改正されました。

※ 平成28年度、令和2年度は「改正諮問見送り」となりました。

※ 各年度において工賃額が改定された品目を色塗りしています。

和服裁縫業最低工賃一覧

品目	規 格		鳥取
	生地	仕立て方	R6.8.30
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ (比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート 又は雨コート	絹	あわせ	15,100円
		ひとえ	
長じゆばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

北海道	青森	島根	広島	熊本
H14.3.22	H15.5.1	H16.7.4	R7.8.27	H13.4.21
23,000円	22,900円	23,000円	25,000円	23,800円
25,000円	26,700円	26,100円	28,000円	26,400円
16,500円	19,300円	20,300円	23,000円	18,000円
	15,500円	17,000円	16,000円	16,000円
13,500円	13,300円	14,800円	14,000円	13,400円
6,500円	7,300円	7,400円	-	7,600円
10,500円	10,700円	10,500円	12,000円	11,900円
13,500円 ※道行コート	13,900円	13,800円	16,500円 ※道行コート・ 道中着	14,500円 ※道行コート
13,500円 ※雨コート	-	-		-
7,500円 ※ひとえ	-	-	9,000円	8,600円
5,700円 ※ひとえ	-	6,200円 ※ひとえ	-	6,800円
3,000円	-	-	4,300円	3,400円
4,000円	4,500円	4,300円		4,700円
4,000円	4,200円	4,600円	4,200円	4,200円
5,300円	5,600円	5,900円	-	5,800円

※ 広島は、R7.8.27付け改正により規格の「仕立て方」の区分がなくなった。
 ※ 地域別の品目毎の工賃額を比較し、最も高い工賃額を色塗りしている。

全国の和服裁縫業最低工賃改正状況

	第13次			第14次			第15次			最新改正年月日
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
北海道		改正諮問 見送り		改正諮問 見送り			(改正)			H14. 3. 22
青森		廃止諮問 見送り			改正諮問⇔〔改正見送り〕			(改正)		H15. 5. 1
島根	改正諮問 見送り			改正諮問 見送り			(改正)			H16. 7. 4
広島			改正諮問 見送り			改正諮問 ⇔〔改正決定〕		(改正)		R7. 8. 27
熊本	改正諮問 見送り			改正諮問 見送り			(改正)			H13. 4. 21
山口		改正諮問 見送り			廃止諮問 〔廃止決定〕	R6.5.25廃止				
長崎		廃止諮問 見送り			廃止諮問 〔廃止決定〕	R6.4.23廃止				
鳥取		改正諮問 見送り			改正諮問 ⇔〔改正決定〕		(改正)		(改正)	R6. 8. 30

鳥取県和服裁縫業最低工賃(標準作業時間・1時間換算額)

鳥取県最低賃金 1時間1,030円(R7.10.4発効)

品 目	規 格			最低工賃額 (円)	標準作業時間 (時間：分)	1時間当たり 標準作業能率	1時間 換算額 (円)
	生 地	仕 立 方	単 位				
振 り そ で	絹	あ わ せ	1枚	26,400	24:00	0.0417	1,100
留 め そ で	絹	あ わ せ (比翼・グシ付き)	1枚	29,800	30:00	0.0333	993
訪 問 着	絹	あ わ せ	1枚	21,500	22:00	0.0455	977
付 け 下 げ	絹	あ わ せ	1枚	18,400	20:00	0.0500	920
長 着	絹	あ わ せ	1枚	16,500	17:00	0.0588	970
	ウール	ひ と え	1枚	9,900	11:00	0.0909	900
羽 織	絹	あ わ せ	1枚	11,900	12:00	0.0833	991
7 分 コ ー ト 又は 雨 コ ー ト	絹	あわせ又はひとえ	1枚	15,100	15:00	0.0667	1,006
長じゅばん	絹	無 双 ひ と え	1枚	9,400	10:00	0.1000	940
	合成繊維	無 双 ひ と え	1枚	8,100	9:00	0.1111	900
名 古 屋 帯	絹	8 寸 ま つ り	1本	4,300	4:00	0.2500	1,075
	絹	9 寸 し ん 入 り	1本	5,300	5:00	0.2000	1,060
袋 帯	絹	し ん 入 り	1本	5,000	4:30	0.2222	1,111
ゆ か た	綿	ひ と え	1枚	9,000	10:00	0.1000	900